

島牧村地域公共交通会議議案

日 時：平成 31 年 3 月 27 日（水）

午後 2 時 0 0 分 ～

場 所：島牧村総合福祉医療センター 介護者教育室

1. 開 会

2. 出席者紹介

3. 村長挨拶（委嘱状交付）

4. 議 事

(1) 島牧村地域公共交通会議の設置について

①設置に至った経緯について

②設置要綱について

(2) 役員の選出について

(3) 市町村運営有償運送（市町村福祉運送）の必要性の有無、区域、対価、旅客の範囲

(4) 新規登録申請内容の審議について（申請書の写し）

(5) その他

5. 閉 会

(仮) 島牧村地域公共交通会議委員名簿

(敬称略)

要綱第3条の区分	所 属	職 名	氏 名
村長の指名する職員	島牧村	副村長	野 崎 泰 生
村を営業区域に含む、バス、タクシー事業者及びその組織する団体	有限会社島牧ハイヤー	代表取締役	高 島 紀 彦
	ニセコバス株式会社	常務取締役	黒 嶋 昌 紀
	後志地区ハイヤー協会 (岩内町・株式会社キングハイヤー)	会 長 (代表取締役社長)	廣 田 正
村に現在する住民又は自家用有償旅客運送の利用が想定される者	島牧村老人クラブ連合会	副会長	右 近 達 雄
北海道運輸局札幌運輸支局長の指名する職員	北海道運輸局札幌運輸支局	主席運輸企画 専門官	中 山 俊 彰
学識経験者その他村が必要と認める者	社会福祉法人 島牧村社会福祉協議会	事務局長	金 子 英 敏

任期：平成31年3月27日 ～ 平成34年3月26日

4. 議 事

(1) 島牧村地域公共交通会議の設置について

①設置に至った経緯について

平成 12 年 4 月 1 日	島牧村介護予防・自立支援事業条例制定に伴い、有償運送事業開始。 移送サービス … 村内：240円 村外：25円/km ※自家用自動車の有償運送許可未申請
平成 18 年 1 月 24 日	道路運送法第 80 条第 1 項及び同法施行規則第 50 条の規定に基づく自家用自動車の有償運送許可申請書提出(札幌運輸支局と事前協議の上)
平成 18 年 2 月 8 日	北海道運輸局から無期限の許可書交付
平成 18 年 10 月 1 日	【道路交通法の改正】 ・許可制から登録制への変更 ・自家用有償旅客運送者の運転者は第 2 種運転免許所持者若しくは国土交通大臣が認定する講習を修了した者でなければならない。 ・旧 80 条許可を得ている町村は、法改正の日から 2 年の間、みなし運送者として登録することが可能。 ※みなし運送者未登録？
平成 20 年 10 月 1 日	みなし運送者登録期間終了 ⇒ <u>許可の失効</u>
平成 29 年 10 月 11 日	北海道運輸局札幌運輸支局より、地域公共交通会議を設置し、運送者登録を行うよう指導される。
平成 30 年 4 月 20 日	地域公共交通会議を設置済の黒松内町に聞き取り。 以下の点について事前に整備が必要であることを確認。 ①委託先職員(社協)が運転者の要件を満たすための研修受講 ②使用福祉車両の購入 ③会議の構成員及び料金(案)ほかの整備
平成 30 年 9 月 29 日	社協職員 3 名、福祉有償運送運転者講習受講(完了)
平成 30 年 10 月 26 日	使用福祉車両納車(バンネット)
平成 31 年 4 月	【法 79 条の登録申請】 ※地域公共交通会議より同意が必要となる。

(2) 役員の選出について

会 長 _____

副会長 _____

(3) 市町村運営（福祉輸送）有償運送更新の必要性の有無、区域、対価、旅客の範囲

		27年度	28年度	29年度	備考
移送サービスの利用状況	利用実人員	38人	37人	33人	43人 (2月末以下同じ)
	利用延回数	898回	980回	641回	735回
	利用者負担額	335,980円	353,880円	271,930円	346,310円
高齢者人口の推移	男	766人	749人	744人	726人
	女	802人	785人	761人	742人
	合計	1,568人	1,534人	1,505人	1,468人
	うち65歳以上	669人	647人	628人	617人
	高齢化率	42.7%	42.2%	41.7%	42.0%
障害者数の推移	身体障害者数 (重度1・2級)	1級 32人 2級 17人	1級 30人 2級 13人	1級 28人 2級 13人	1級 25人 2級 13人
運行の区域	移送サービス … 島牧村（委託契約書写しのとおり）				
対価 (利用料金)	移送サービス				
	現行 ~H30 島牧村介護予防・自立支援 事業条例第7条2項4号で 定める額	村内1回あたり 240円 村外1キロメートルにつき 25円			
対価 (利用料金)	改正後 H31~ 島牧村介護予防・自立支援 事業条例第7条2項1号で 定める額	島牧村地域公共交通会議の規定による額			
	改正料金（案） 現行の料金が条例制定時（H12）から改正されていなく現在の社会情勢にそぐわないことや、近隣町村との均衡を図るため下記のとおりとする。				
		村内1回あたり 500円			
		村外1時間につき 1,000円			
旅客の範囲	島牧村に居住しており、外出のための移動手段の確保が困難な高齢者及び障がい者等				

(4) 新規申請内容の審議について（申請書の写し）

島牧村外出支援サービス事業（移送サービス）について

1. 事業主体 島牧村

2. 使用車両 3台

所有者	車種	登録番号	形式	定員
島牧村	トヨタハイエース	札幌 800 そ 5995	KDH206-8083930	10人
島牧村	ニッサンバネット	札幌 800 た 1391	VM20-129470	7人
島牧村	ダイハツタント	札幌 581 せ 6680	LA610S-0087804	4人

3. 事業形態

- ・外出支援サービスの運転業務を島牧村社会福祉協議会に委託。

運転業務委託先	住所
島牧村社会福祉協議会	島牧郡島牧村字泊 29 番地（島牧村総合福祉医療センター内）

4. 利用対象及び人数

- ・島牧村に居住する高齢者及び身体障害者で外出の際、移動手段の確保が困難な者
- ・平成30年度サービス利用登録者数 … 66名
- ・利用者は、下記のとおり区分
高齢者等 … ①要介護・要支援の認定を受けている者
②介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者。
障がい者等 … ①「身体障害」「知的障害」「精神障害」の手帳所持者
②特定疾患の受給者証を所持している者

5. 運行対象（目的）と範囲

- ・島牧村内の行政機関・金融機関・医療機関等への送迎
- ・寿都町及び黒松内町の医療機関への送迎。ただし、総合事業の事業対象者は除く。

6. 利用料金

- ・村内 … 500円／1回
- ・村外（寿都・黒松内町） … 1,000円／時間

7. 運転者

- ・社会福祉協議会職員 3名

8. 自動車事故に対する損害賠償

登録番号	車両	対物賠償	対人賠償	搭乗者賠償
札幌 800 そ 5995	180万円	無制限	無制限	無制限
札幌 800 た 1391	300万円	無制限	無制限	無制限
札幌 581 せ 6680	115万円	無制限	無制限	無制限

附属資料① 議事(1)関連

島牧村地域公共交通会議設置要綱(案)

島牧村地域公共交通会議設置要綱（案）

制定 平成31年3月27日

（目的）

第1条 島牧村地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

（協議事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1）地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- （2）市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- （3）交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（交通会議の構成員）

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- （1）村長の指名する職員
- （2）村を営業区域に含むバス、タクシー事業者及びその組織する団体
- （3）住民又は利用者の代表
- （4）北海道運輸局長札幌運輸支局長の指名する者
- （5）道路管理者、都道府県警察、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者

（交通会議の運営）

第4条 交通会議に会長をおき、主宰者の地方公共団体の職員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 交通会議の議決の方法は、出席委員の過半数以上の賛成によるものとする。
- 5 4の定めに関わらず、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（国自旅第161号平成18年9月15日）に定める「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」5.(3)地域公共交通会議における検討プロセスに基づく協議結果は、地域公共交通会議の議決があったものとする。
- 6 交通会議は原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。
- 7 交通会議の庶務は、島牧村福祉課において処理する。
- 8 会長は、必要に応じて書面による開催とすることができる。
- 9 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定め

るものとする。

島牧村役場福祉課福祉係

連絡先：TEL 0136-75-6001

FAX 0136-79-2002

(協議結果の取り扱い)

第5条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附則

この要綱は、平成31年3月27日より施行する。

附属資料② 議事(3)関連

外出支援サービス業務委託契約書(写し)

附属資料③ 議事(4)関連

自家用有償旅客運送 登録申請書